

(その1)

収支報告書

平成25年分
開催分

(ふりがな) たかいたかしこうえんかい

1 政治団体の名称 高井崇志後援会

2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市北区野田2-7-12-101

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
高井 崇志

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
高井 明

事務担当者の氏名

(姓) (名)
高井 久美子

(電話) 086-242-6060

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | 規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 岡山市長 |
| (現職・候補者の別) (候補者) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
高井 崇志 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

平成25年 1月 1日	から
平成25年 9月 20日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,188,622
(前 年 からの 繰 越 額)	855,783
(本 年 の 収 入 額)	6,332,839
支 出 総 額	6,099,802
翌 年 へ の 繰 越 額	1,088,820

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 からの 寄 附	4,233,074	
(うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 からの 寄 附	2,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,233,074	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	6,233,074	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	99,765	
	合 計	99,765	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	谷口隼人	50,000	H25/6/17	岡山県岡山市南区彦崎2701	会社役員	
2	谷口隼人	30,000	H25/9/25	岡山県岡山市南区彦崎2701	会社役員	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附		4,153,074				
合 計		4,233,074				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	民主党本部	2, 000, 000	H25/1/15	東京都千代田区永田町1-11-1	海江田 万里	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		2, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項	目	金	額	備	考
				本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1	経常経費				
(1)	人件費		504,200		
(2)	光熱水費		258,659		
(3)	備品・消耗品費		916,593		
(4)	事務所費		2,496,181		
小計			4,175,633	0	
2	政治活動費				
(1)	組織活動費		639,325		
(2)	選挙関係費		500,000		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		784,844	0	
ア	機関紙誌の発行事業費		0		
イ	宣伝事業費		126,000		
ウ	政治資金パーティー開催事業費		658,844		
エ	その他の事業費		0		
(4)	調査研究費		0		
(5)	寄附・交付金		0		
(6)	その他の経費		0		
小計			1,924,169	0	
合計			6,099,802		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電気代	177,749	H25/1/10	中国電力㈱	岡山県岡山市北区青江2丁目6-51	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		80,910				
合 計		258,659				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	リース料	11,970	H25/1/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
2	車検代	52,950	H25/1/10	高井久美子	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	
3	規定損害金	94,500	H25/1/23	㈱日本ビジネスリース	千葉県浦安市入船1-5-2NBF新浦安タワー10階	
4	カウンター料	21,975	H25/2/20	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
5	車検諸費用	37,450	H25/2/22	(有)三共自動車商事	岡山県岡山市北区新屋敷2丁目5-13	
6	車検費用	101,490	H25/2/26	(有)三共自動車商事	岡山県岡山市北区新屋敷2丁目5-13	
7	名義変更料	39,300	H25/2/26	(有)三共自動車商事	岡山県岡山市北区新屋敷2丁目5-13	
8	リース料	11,970	H25/2/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
9	リース料	11,970	H25/3/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
10	自動車保険	54,180	H25/3/28	高井久美子	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	
11	リース料	11,970	H25/4/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
12	リース料	11,970	H25/5/7	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
13	リース料	11,970	H25/6/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
14	整備代	11,000	H25/7/19	(有)三共自動車商事	岡山県岡山市北区新屋敷2丁目5-13	
15	リース料	11,970	H25/8/5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
16	リース料	11,970	H25/9/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
	その他の支出	407,988				
	合 計	916,593				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	家賃	63,000	H25/1/7	(有)みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10-8	賃借料
2	電話代	15,211	H25/1/12	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費
3	電話代	20,719	H25/1/12	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費
4	電話代	21,794	H25/1/12	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費
5	電話代	70,687	H25/1/12	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費
6	料金後納	38,905	H25/1/21	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
7	送送料	10,168	H25/2/5	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
8	送送料	12,740	H25/2/5	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
9	送送料	14,040	H25/2/5	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
10	送送料	25,740	H25/2/6	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
11	送送料	89,500	H25/2/6	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
12	送送料	38,068	H25/2/6	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
13	送送料	15,128	H25/2/6	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
14	送送料	15,066	H25/2/6	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
15	送送料	79,760	H25/2/7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
16	送送料	37,448	H25/2/7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
17	送送料	24,800	H25/2/7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
18	電話代	16,593	H25/2/21	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	郵送料	42,000	H25/3/5	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
20	ハガキ代	55,000	H25/3/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
21	会計監査	56,874	H25/6/7	桑原一	岡山県岡山市東区西大寺248-83	事務管理費
22	電話代	20,973	H25/6/26	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	通信費
23	料金後納	89,670	H25/7/22	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
24	家賃	126,787	H25/7/31	民主党岡山県第1区総 支部長	岡山県岡山市北区野田2-7-12- 101	賃借料
25	料金後納	93,815	H25/8/20	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
26	ハガキ代	50,000	H25/8/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
27	家賃	126,787	H25/8/30	民主党岡山県第1区総 支部長	岡山県岡山市北区野田2-7-12- 101	賃借料
28	報酬	94,790	H25/9/3	長谷川晃	岡山県倉敷市茶屋町308ドミ ール・フジオカ102	事務管理費
29	郵送料	390,640	H25/9/19	日本郵便㈱	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	通信費
30	家賃	126,787	H25/9/24	民主党岡山県第1区総 支部長	岡山県岡山市北区番町1-1-6	賃借料
31	家賃	126,000	H25/10/24	(有)みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10 -8	賃借料
32	家賃	126,000	H25/11/27	(有)みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10 -8	賃借料
33	家賃	126,000	H25/12/24	(有)みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10 -8	賃借料
	そ の 他 の 支 出	234,691				
	合 計	2,496,181				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	飲料水	10,560	H25/2/25	ディオ	岡山県岡山市北区平田101-104	
2	施設利用料	42,300	H25/4/11	一般財団法人岡山県国際交流協会	岡山県岡山市北区奉還町2-2-1	
3	会費	20,000	H25/4/26	国のかたち研究会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
その他の支出		56,881				
合 計		129,741				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会場利用料	52,030	H25/5/28	岡山県総合福祉会館	岡山県岡山市北区石関町2-1	
2	会場利用料	34,072	H25/5/29	公立学校共済組合岡山 宿泊所	岡山県岡山市北区下石井2丁目6-41	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
その他の支出		30,607				
合 計		116,709				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	乗車券	27,300	H25/1/28	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
2	乗車券	31,140	H25/2/3	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
3	乗車券	29,660	H25/2/18	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
4	乗車券	29,660	H25/2/23	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
5	乗車券	10,700	H25/3/1	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
6	乗車券	29,660	H25/3/12	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
7	乗車券	29,660	H25/3/20	西日本旅客鉄道㈱	大阪府大阪市北区芝田二丁目4-24	
8						
9						
10						
その他の支出		179,935				
合 計		367,715				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
そ の 他 の 支 出		25,160				
合 計		25,160				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	陣中見舞	備 考
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	
1	陣中見舞い	500,000	H25/10/1	高井崇志	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		500,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	街宣車修理	126, 000	H25/10/9	井上電機㈱	岡山県岡山市中区倉富403-7	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出						
合 計		126, 000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					2012高井たかしのつどい開催事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会場利用	658,844	H25/2/12	岡山ロイヤルホテル㈱	岡山県岡山市北区絵図町2-4	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		658,844				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 権	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年5月12日

政治団体の名称 高井崇志後援会

会計責任者の氏名 高井 明



(印)

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成26年5月12日

高井崇志後援会

代表 高井 崇志 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 2832 号

研修修了年月日 平成21年6月26日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、高井崇志後援会の平成25年1月1日から平成25年9月20日までに係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、高井崇志後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細

書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

高井崇志後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、高井崇志後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上